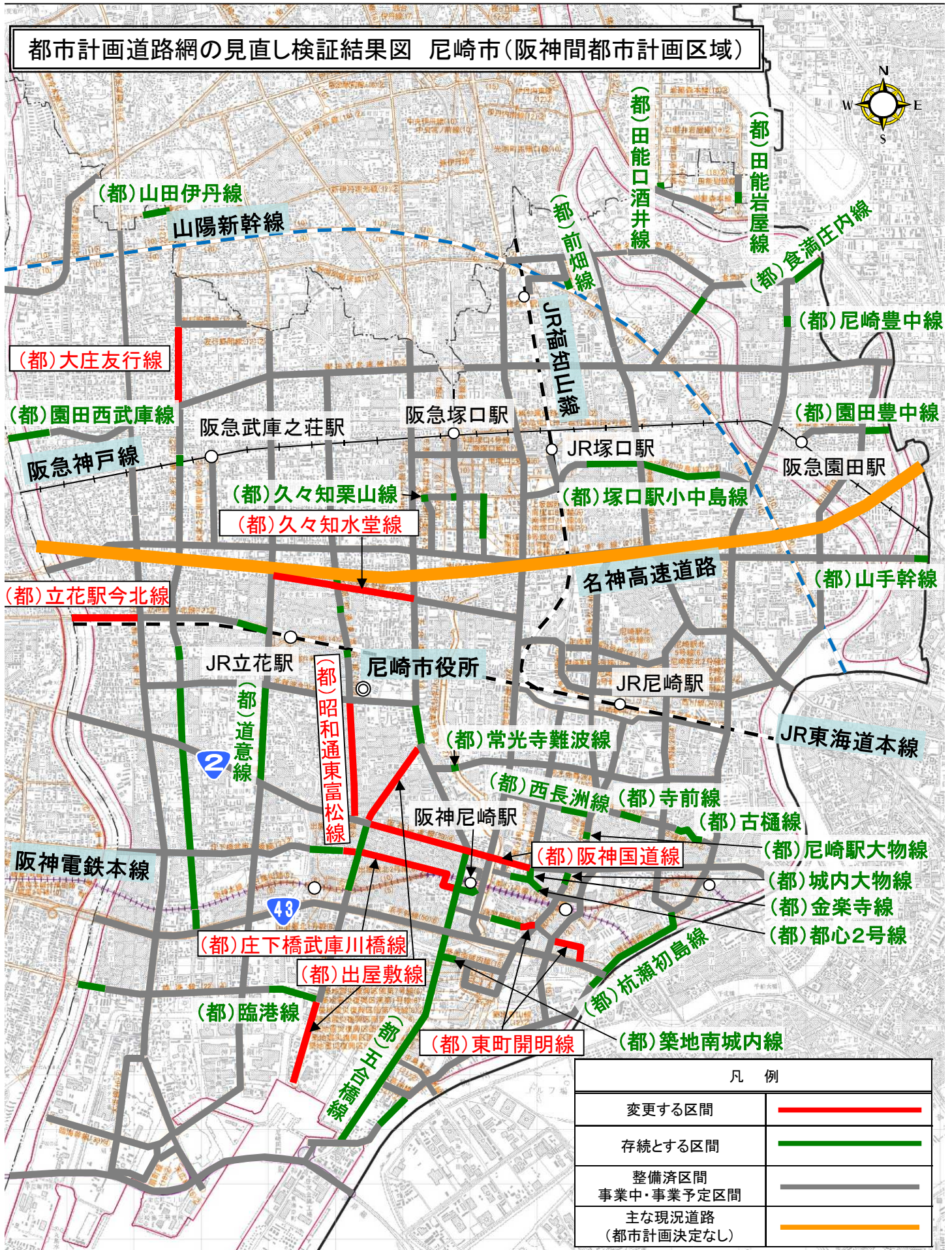


# 都市計画道路網の見直し検証結果図 尼崎市(阪神間都市計画区域)



## 変更する都市計画

### 阪神国道線（延長：約 1.41 km、幅員：33m）

周辺の市街地形成状況を踏まえ、一部区域の歩道幅員を変更し、幅員を 33m から 28m に変更。

### 出屋敷線（延長：約 1.51km、幅員：18m）

周辺で道路整備が進み、本路線を代替する機能が確保されたため一部区域を廃止。

沿道の土地利用状況などを踏まえ、一部区域の歩道幅員を変更し、幅員を 15m から 14m に変更。

### 久々知水堂線（延長：約 1.18km、幅員：12m）

並行する道路の整備により、本路線を代替する機能が確保されたため一部区域を廃止。

沿道の土地利用状況などを踏まえ、一部区域の歩道幅員を変更し、幅員を 12m から 11m に変更。

### 庄下橋武庫川橋線（延長：約 1.02km、幅員：12m）

並行する道路の整備により、本路線を代替する機能が確保されたため一部区域を廃止。

### 大庄友行線（延長：約 0.67km、幅員：12m）

周辺の市街地形成状況を踏まえ、一部区域の歩道幅員を変更し、幅員を 12m から 11m に変更。

### 昭和通東富松線（延長：約 0.98km、幅員：12m）

周辺の市街地形成状況を踏まえ、一部区域の歩道幅員を変更し、幅員を 12m から 11m に変更。

### 立花駅今北線（延長：約 0.59km、幅員：12m）

並行する道路の整備により、本路線を代替する機能が確保されたため一部区域を廃止。

### 東町開明線（延長：約 0.48km、幅員：12m）

並行する道路の整備により、本路線を代替する機能が確保されたため一部区域を廃止。